

社会福祉法人 南風原町社会福祉協議会
役員の報酬等に関する規程

制定：平成29年6月26日

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人南風原町社会福祉協議会（以下「本会」という。）の定款第25条の規定に基づき、役員の報酬等に関し必要な事項を定めるものである。

(役員等)

第2条 この規程において、役員とは、理事及び監事をいう。

(報酬)

第3条 役員には、勤務形態に応じて次の通り報酬を支給する。

- (1) 会長に、報酬として月額55,000円を支給する。
- (2) 副会長に、報酬として月額27,500円を支給する。
- (3) 監事が、監査を行なったときは、報酬として月額10,000円を支給する。
- (4) 役員が、その職務のため正副会長会、理事会、評議員会、委員会等に出席したときは、報酬として月額3,000円を支給する。

(旅費)

第4条 役員が、その職務のため、町外に出張したときは、本会旅費規程に基づき、旅費を支給する。

(報酬等の支給方法)

第5条 報酬等は通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(公表)

第6条 本会は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行なう。

(補則)

第8条 この規程の実施に関し必要な事項は、会長が別に定めるものとする。

附 則

この規程は、平成29年6月26日から施行する。